

## 阿智村・清内路村合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 阿智村及び清内路村(以下「2村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、阿智村・清内路村合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 2村の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3) 2村の合併に必要な調査研究
- (4) 前各号に掲げるもののほか、2村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、阿智村役場に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、2村の長が協議して、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者(前条の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

- (1) 2村の長及び副村長又は統括参事
- (2) 2村の議会の議長及び副議長
- (3) 2村の長が協議して定めた学識経験を有する者8名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会議は、原則公開とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、会議に諮って、これを非

公開とすることができる。

6 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(委員以外の者の出席)

第10条 会長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を要請し、助言を求めることができる。

2 会長は、必要に応じて2村の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(附属機関)

第12条 協議会は、特定事項を調査するため附属機関を設置することができる。

2 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、2村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会に要する経費は、2村が負担する。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第17条 協議会の出納は、阿智村の監査委員に委嘱して監査する。この場合において、監査委員は、監査の結果を協議会の会長に報告しなければならない。

(費用弁償等)

第18条 会長、副会長、委員及び監査委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他の必要事項)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は平成20年6月16日から施行する。